

○財務省告示第七十二号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十四年四月二十日に発行した利付国債の発
行条件等を次のとおり告示する。

平成二十四年五月十一日

財務大臣 安住 淳

一 名称及び記号 利付国庫債券（五年）（第三百三

回）

二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三

十四号）第四条第一項及び特別

の法律及びそ 会計に関する法律（平成十九年

法律第二十三号）第四十六条第

一項

三 振替法の適 社債、株式等の振替に関する法

律（平成十三年法律第七十五号。

以下「振替法」という。）の規定

の適用を受けるものとし、その

振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法 価格を競争に付して行われる入

札（以下「価格競争入札」とい

う。）による発行（以下「価格競

争入札発行」という。）は、価格競

争入札と同時に進行される入札で

あつて、価格競争入札において

定められた利率をその利率と

し、価格競争入札において募入

の決定を受けた各申込みの応募

価格を募入額により加重平均し

て得られる価格をその発行価格

とするものによる発行（以下「非

競争入札発行」という。）は、価格

五

方募

イ

入 価 法 入
札 格 決
発 競 定
行 争 の

競争市場も参加者ごとによる発行（以下「国債競争入札発行」という。）
るも参加者ごとによる発行（以下「国債競争入札発行」という。）
参加者ごとによる発行（以下「国債競争入札発行」という。）
て、財務大臣が各国債市場特別
した後に「行われる入札であつ
び価格競争入札の募入の決定を
価格競争入札発行」という。）
「国債市場特別参加者（以下「
を定めるものによる発行（以下
場特別参加者）による発行（以下
であつて、特別参加者）による発
競争入札と同時に行われる入札

ハ ロ

非 札 非
競 発 行
争 入 入
札 札 札
発 発 発
行 行 行
争 争 争

各申込みの範囲を案分により
も申込みのうち応募価格の高い
当てる。その応募額を順次割り
各申込みの応募額を案分により
割り当てる。特別参加者ごとの
各国債市場特別参加者ごとの
募限度額の範囲内において各申
込みに応募額を割り当てる。

六

イ

発

入 価
札 格
発 競
行 争
額 行
争 額

額面金額で二兆二千七百九十二

七 払込金額					二					八					ロ		入札発行			
ハ	ロ	イ	イ	ハ	ロ	イ	イ	ハ	ロ	イ	イ	ハ	ロ	イ	イ	ハ	ロ	イ		
特別参加	国債市場	札発行競争入	非競争入札発行競争	入札発行競争	価格競争	価格競争	価格競争	争入札発行	争入札発行	争入札発行	争入札発行	争入札発行	争入札発行	争入札発行	争入札発行	争入札発行	争入札発行	争入札発行		
二千七百十三億八百六十万円	五百七十七億二千三百八十五万五千	二兆二千八百二億五千九百	三兆二千八百二億五千九百	二兆二千八百二億五千九百	二兆二千八百二億五千九百	二兆二千八百二億五千九百	二兆二千八百二億五千九百													

億円

うち、財政法第四條第一項の規

定に基づき発行した利付債に

ついで特別会計に

億八千三百五十万円の特別

関する法律第四十六條第一項の

規定に基づき発行した利付債

に

千三百七十億九百六十五万

円

特別会計に

特別会計に

特別会計に

特別会計に

特別会計に

特別会計に

特別会計に

特別会計に

特別会計に

特別会計に

特別会計に

特別会計に

特別会計に

特別会計に

特別会計に

特別会計に

特別会計に

特別会計に

特別会計に

特別会計に

特別会計に

特別会計に

特別会計に

特別会計に

特別会計に

特別会計に

特別会計に

特別会計に

特別会計に

特別会計に

特別会計に

特別会計に

十二
三

の 経 利
払 過
込 利
み 子 率

(一) 年 ○・三パーセント
は、募入決定の通知を受けた者
は、払込金額に加えた次の算
式により算出した金額を第二
十号に規定する期日に払い込
むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.3}{100} \times \frac{31}{365}$$

十四

初 期 利 子

(二)
発行時に、その利子
に係る所得が、源泉徴収され
るものとして振替口座簿中の
口座に記載又は記録されるも
のに、ついで、前記(一)の算式
により算出した金額から当該
金額(ただし、当該国債を発行
額(おいて、取得する者が非
時に、又は外国法による場合
住者は、前記(一)の算式によ
に、は、たし、金額に、該非
出し、たし、金額に、該非
は、外、国、法、人、が、適、用、を、受、け、る、所
得、税、の、税、率、を、乗、じ、た、金、額、を
控、除、す、る、こ、と、が、で、き、る。
平成二十四年九月二十日を、
平成二十四年九月二十日を、
期とし、次の算式により、算
た金額を支払う。ただし、支
期が銀行休業日に当たるとき
は、その翌営業日に支払う(以
下、次号及び第十六号において
規定する期日について同じ)。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.3}{100} \times \frac{1}{2}$$

十五

第 二 期 以

毎年三月二十日及び九月二十日

二十 十 十 十
十 九 八 七 六

払 者 入 払 元 償 償
込 者 札 場 利 還 還
期 参 所 金 還 還
日 加 支 額 限
子

平 財 日 額 平 利 て を
成 務 本 面 成 子 、 支
二 大 銀 金 成 子 、 支
十 臣 行 額 二 支 所 払
四 か 百 十 九 払 の 日 と
年 ら 円 年 三 年 以 前 し
四 通 につ 月 六 月 各
月 知 ぎ 二 月 間 支
二 受 百 十 間 払
十 け 円 日 間 期
日 者 円 日 間 期
に 属 する におい